

2022 年 11 月 14 日

被告側の準備書面（2）の主要な問題点について

鈴木 鐸士



被告側の令和 4 年 9 月 29 日付け準備書面（2）により、産廃処分場候補地と県道 37 号が接する地点の周辺における鮎川の流下能力や河川への許容放流量の算定法など、当該地点の水災害の危険性を論議する上で大変有益な情報が得られた。

本件候補地と県道 37 号が接する地点は、唐津沢展望図（図 6）に示す日立セメント太平田鉱山の唐津沢鉱体と本鉱体の間に位置する。現状では、唐津沢鉱体部は採掘されて広大な窪地となっており、底部には湖（湛水）が形成されており、約 57 万 m^3 の雨水貯留が可能であるため、期せずして洪水に対する防災ダムの機能を巧妙に果たしている。この広大な唐津沢の谷間を埋立し、産廃処分場を建設する基本計画が完了し（図 1）、現在は産廃搬入道路の基本設計が進行中である。

産廃処分場周辺の流域図（図 2）から判るように、処分場敷地の西側流域（81.47 ha）は広大で、そこから豪雨時に流出する雨水の流量は 24.2 m^3/s にもなるが、「処分場の西側流域の新設道路以西（敷地外）の雨水は、新設道路に整備する排水施設により鮎川へ放流する」旨が準備書面その他の所で明確に宣言されている。

しかし、新設搬入道路及び排水施設は、当該場所（本件候補地と県道 37 号が接する地点）の近傍で鮎川に出会い、その近辺が雨水の放流口になるが、鮎川の流路には隧道（トンネル）があり、流下能力が 18.437 m^3/s と極めて小さく、比流量（流下能力/流域面積）は 0.029 $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さいため、許容放流量は 2.37 m^3/s と算定されるはずであり大問題となる。すなわち、流出する雨水流量に対して許容放流量が極めて少ないため、23 万 m^3 以上の巨大容量の防災調整池の併設を余儀なくされ、そのための用地取得及び建設工事費などの重い負担が発生し、新設道路建設は現実的には不可能になる。

そこで、このような問題点に関連する事柄について順次詳しく報告する。

1. 鮎川の雨水放流地点周辺の流下能力と洪水災害の危険性評価

当該場所（本件候補地と県道 37 号が接する地点）から北東方向に約 100 m の地点の流路は隧道（トンネル）区間になっているため、流下能力は 18.437 m^3/s と極めて低い値となっており、鮎川上流域の広大な流域面積 625.7 ha に対する比流量（流下能力/流域面積）は 0.029 $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さい（乙 61）（資料 A）。したがって、この流下能力に対する洪水を引き起こす限界の降雨強度は、15.2 mm/hr となり、極めて小さい。この程度の降雨強度の降雨は頻繁に発生するので、当該場所の周辺は洪水が極めて起こり易い所であり、洪水災害の危険性が非常に高い危険区域と言える。

この洪水災害の元凶は、鮎川の隧道区間の流下能力が広大な上流域面積に対して微小であり、「比流量が 0.029 $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さいこと」にあるため、「鮎川の雨水放流地

点周辺は潜在的に洪水災害の起こり易い洪水災害の危険区域」である。

2. 鮎川への雨水の許容放流量と防災調整池容量について

森被告側の準備書面31頁には、

新産業廃棄物最終処分場の西側流域の雨水については、新設道路に整備する排水施設により鮎川へ放流し、地下水集排水管により集水した地下水及び新産業廃棄物最終処分場の敷地内の埋立地外周（南側及び東側）の雨水については、暗渠管や雨水排水側溝から防災調整池を経て鮎川に放流することとしている。

なお、現在、新設道路については予備設計の段階であり、また、処分場の整備については基本計画の策定を終えた段階であり、いずれも河川管理者との放流に係る協議を行うのは今後であるため、現時点で示せるものではない。

と記述されている。

しかし、鮎川の当該場所の流下能力が $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ と上流域面積 625.7 ha に対して著しく小さいにも拘らず、処分場の整備については基本計画の策定を既に終えていながら、「放流の可否についてはこれから河川管理者と協議する」では順序が逆である。

乙54の1の127頁（資料B）では、先にも記述した比流量（流下能力に対する上流域面積の比） $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と敷地の流域面積 36.83 ha の積として、許容放流量 $1.0681 \text{ m}^3/\text{s}$ と算定している。さらに、この許容放流量を基にし、防災調整池容量を $30,889 \text{ m}^3$ と算定し、基本計画を完了している。それでも、「いずれも河川管理者との放流に係る協議を行うのは今後であるため、現時点で示せるものではない。」とは、本末転倒で、如何なものか。許容放流量が極めて少ないためと推定されるが、同規模の敷地面積にも拘わらず、エコフロンティアかさまの防災調整池容量 $18,530 \text{ m}^3$ に比べると、 1.67 倍にもなり、かなり大きな値になっている。言うまでもないが許容放流量が決め手になるので、防災調整池の計画にあたっては、真っ先に河川への許容放流量を確定した後に設計の作業を始めるべきである。

2-① 鮎川への許容放流量に従って搬入道路を計画する場合の防災調整池容量の考察

処分場西側流域からの雨水を鮎川の当該地点へ放流する際の許容放流量は、処分場施設の防災調整池容量を算定するのと同様に、流域面積で案分するはずである。つまり、比流量 $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と西側流域の流域面積 81.47 ha の積として許容放流量は $2.37 \text{ m}^3/\text{s}$ と算定されるはずである。

一方、この西側流域から流出する雨水の最大流量は、降雨強度を 153 mm/hr とし、流出係数を 0.7 と仮定すると、 $24.2 \text{ m}^3/\text{s}$ となり、許容放流量の 10.2 倍にもなる。このような状態では、以下のように、豪雨時の降雨量の大部分を巨大な防災調整池で貯留する必要があり、實際上実現は不可能と言わざるを得ない。

この西側流域に24時間で 690 mm の降雨量がある場合には、流出係数を 0.7 と仮定すると、雨水の総流出量は、 $393,500 \text{ m}^3$ となる。一方、24時間に渡り許容放流量

2.37 m³/s（1時間あたり8,532 m³）に従って放流を続けたときの雨水の総放流量と防災調整池の雨水貯留量の変化は、表1に示す通りである。ここでは、降雨強度の経過時間による変化は、水防法に規定される想定最大降雨量に正確に対応させている（図3）。

雨水放流量を許容放流量に合わせて制御できる設備であれば、13～16時間経過時、雨水貯留量が最大（約23万m³）になるので、防災調整池の容積は少なくとも23万m³を必要とする。しかし、乙54の1の123～125頁に示されているように、防災調整池構造・機能は基準化されており、（洪水調節容量の算定方法 その2）として、必要な調節容量の算定式が準備されている。

そこで、この式を準用して参考までに、必要な調節容量：V を算定してみると、28万m³にもなる。ただし、f：流出係数0.708、A：流域面積81.47ha、rc：調整池下流の流下能力に対応する降雨強度14.75mm/hr、ri：水防法の降雨継続時間12時間の規定値584mmに対応する平均降雨強度48.7mm/hr、ti：任意の継続時間720minとし、算定式は $V = (ri - rc/2) \cdot 60 \cdot ti \cdot f \cdot A/360$ （=285,800 m³）である。

算定式により容量を決定する必要性は無いにしても、実際に23万m³以上の巨大容積の防災調整池をどこかに設備せねばならないことになるので、鮎川の流下能力不足に基づく深刻な洪水災害の危険性を無視してまで、強引に搬入道路計画を進めるべきではない。

2-② 唐津沢上流から流出する雨水の収集の難しさ

冊子（参考資料1）の87～91頁に示すように、豪雨時の唐津沢上流部から雨水流出による洪水の動画解析によると、洪水の激流（18.9 m³/s）の流路は搬入道路のトンネル出入口付近で急拡大することが確認されている。

このような拡大された流路の激流を収集して道路の側溝や巨大な暗渠に導く施設を整えることは至難の業である。通常の道路であれば、多少の益水や冠水は問題ではないが、この度は「本処分場敷地内への流入は生じない。」と明言されているので、その通りに実現させるのは不可能であると思われる。施設計画が完了した時点で、豪雨時の雨水の流動状態の数値解析を実施し安全性を確認するよう要望したい。

西側流域から流出する雨水を無事に鮎川へ放流するためには、許容放流量が難題であるが、上流部からの洪水を無事に収集して道路の排水施設に導入することは大変厳しい難題である。

3. カスリーン台風時の洪水浸水災害の状況と現状での災害危険性の評価

森準備書面48～50頁には、

（4）「（4）鮎川における過去の洪水被害」（10頁および11頁）について

イ 原告らは、「日立セメント太平田鉱山について」（乙48の2・添付9、10）では、1947年のカスリーン台風で鮎川でも洪水被害があった旨主張している。

しかし、乙48の2では、その添付資料9及び同10の中に、「キャサリン台風の被害跡」、「歴然たる水害の跡」といった記録はあるが、その水害の態様までは明らかではない。

なお、乙48の2（15頁）において、被害があった旨の記載がある破砕室、索道起動所、事務所等が当時所在していた位置は、破砕室については本件候補地と県道37号が接する地点から西側（当該地点から見て鮎川の上流側。乙65）に約370m離れた位置であり、それ以外の施設については本件候補地と県道37号が接する地点から北側（当該地点から見て鮎川の下流側。乙65）に約300m離れた位置であり、本件候補地とは場所が異なる。

また、「県は、カスリーン台風（昭和22年9月に発生）の後、本件候補地と県道37号が接する地点からみて鮎川の上流側から下流側までにかけて、護岸工を整備し、治水上、土砂災害の防止を図っている（乙66）」旨。

が記述されている。

乙48の2・添符9、10の記録写真は、カスリーン台風後の本件候補地と県道37号が接する地点近くのサイロ周辺の洪水被害状況を北西側の本鉱体の高所から撮影したものと推量される（図4）。被告側から提供された証拠写真であるにも拘らず、『「キャサリン台風の被害跡」、「歴然たる水害の跡」といった記録はあるが、その水害の態様までは明らかではない。』と記述されているのは、納得が行かない。カスリーン台風の災害の記録はあまり残されてはいないが、私どもには、まさに当該地点に係わる「歴然たる水害の跡」を示す貴重な資料である（図5）。

なお、「日立セメント50年のあゆみ」の31頁には、「クラッシャーが土砂に埋没し、索道の起動所は破壊された。事務所、鉄工場、コンプレッサーなどは浸水して機能は麻痺、工場からの救援隊も途中県道の橋梁流失や決壊で、やむなく山越えし迂回するなど復興には困難を要した。」と記されており、「歴然たる水害の跡」を示す写真も掲載し、「大平田鉱山では会社設備のほか、飯場・社宅等でも多大な被害を受けた。」との添え書きがある。

乙65の砂防設備等との位置関係図（図4）から判るように、本件候補地と県道37号が接する地点から北東方向に約100mの地点にて、鮎川本流の流路は隧道（トンネル）になっており、前にも述べたように（乙61）、そこでの流下能力は、 $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、そこより上流域の流域面積は 625.7 ha と広大である。このように当該地の流下能力に対して、そこに流入する降水域の面積が大きい、即ち比流量が $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さいため、降雨強度が小さくとも洪水が発生し、当該地周辺は洪水災害の危険区域となる。

したがって、本件候補地と県道37号が接する地点近傍では、そこでの流下能力に対して洪水を引き起こす限界の降雨強度は、 15.2 mm/hr となり、極めて小さく、洪水が起こり易い危険区域といえる。

カスリーン台風時の日立地方の最大降雨強度は、約 80 mm/hr と推算されているので、最大降雨強度を 80 mm/hr と仮定し、流出係数を0.7として、合理式に基づき算定すると、鮎川上流域（ 625.7 ha ）から当該部に流入する雨水の流量は、 $97.3 \text{ m}^3/\text{s}$ となる。よって、カスリーン台風時の想定最大流量は、流下能力の5.3倍にもなり、本件候補地と県道37号が接する地点近傍では、紛れもなく激甚な洪水状態にあったと推量

される。

さらに、当時所在していた破碎室については、本件候補地と県道 37 号が接する地点から鮎川の上流側に約 370m 離れた位置であり、それ以外の施設については、本件候補地と県道 37 号が接する地点から鮎川の下流側に約 300m 離れた位置であり、これらの全ての施設が甚大な水災害を受けたとのことであるから、当該地点の上流側 370m から下流側へ 300m の都合 670m に及ぶ広範囲に渡って洪水浸水状態が発生したと解釈される。

また、「本件候補地と県道 37 号が接する地点からみて鮎川の上流側から下流側までにかけて、護岸工を整備し、治水上、土砂災害の防止を図っている」とのことで、砂防設備等との位置関係図（図 4）にも明示されているが、この範囲は、期せずして「当該地点の上流側 370m から下流側へ 300m の都合 670m に及ぶ広範囲に渡って洪水浸水状態が発生したと解釈される」の範囲とほぼ一致している。

しかし、洪水災害の激しかったところの護岸工事を実施したからといっても、洪水の元凶である流路の隧道（トンネル）区間の流下能力の改善がなければ、当該部付近の洪水災害の危険性の回避には繋がらない。

以上のように、当該部付近の隧道区間の流下能力が小さく、比流量が $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さいため、本件候補地と県道 37 号が接する地点からみて鮎川の上流側から下流側までにかけて広範囲に渡り、潜在的に洪水災害の起こり易い危険区域である（図 4）。

しかし現在では、唐津沢展望図（図 6）に示すように、唐津沢は採掘により窪地になっており、そこに湖（湛水）が形成されている。豪雨時における唐津沢流域の洪水浸水想定区域図の試作により、窪地が非常に広く深いため、貯留可能な雨水量は、57万2,600 m^3 にもなることが確認されているので（図 7）（参考資料 2）、豪雨時でも唐津沢からの洪水放出流量はないものと考えてよい。すなわち、「現状の唐津沢は、期せずして洪水に対する防災ダムの機能を巧妙に果たしている。」と言える。

したがって、広大な唐津沢の窪地（既存の防災調整池）を埋め立てし、産廃処分場を建設して洪水災害の危険性を更に増大させるような開発行為は、流域治水の観点からも直ちに中止すべきである。

4. 唐津沢の洪水浸水想定区域図の作成促進について

準備書面 61 頁には、

ウ 「ウ 被告の判断に裁量権の逸脱濫用が存在すること（個別審査義務違反）」（3 頁ないし 6 頁）について

（ア）原告らは、本件候補地が水防法 14 条 1 項及び 2 項に定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で、立地上の制約の有無を判断すべきと主張するとともに、唐津沢が上記の「洪水浸水想定区域」の実質を有すると主張した上で、それにもかかわらず、1 次スクリーニングに際して本件候補地が立地上の制約区域に該当しないことを前提としてなされた本件候補地の選定及びこれと一体となってなされた本件事業決定は、裁量権を逸脱濫用するものとして、違法と解すべきである旨主張している。

と原告側の主張を記述している。それに対して、61頁ないし65頁に渡って縷々説明があり、

『そして、原告らのいう「唐津沢」は、上記の洪水予報河川、水位周知河川、又は特定都市河川のいずれにも当たらず、また、一級河川又は二級河川のいずれにも当たらないから、上記の河川のいずれにも当たらず、洪水浸水想定区域の要件を欠いている。』

との結論が記述されている。

しかしながら、「唐津沢」は、二級水系である鮎川水系の歴然たる一支川（普通河川）であるにも拘らず、被告側の記述のように、「上記の河川のいずれにも当たらず」の理由を以って、「唐津沢が洪水浸水想定区域の要件を欠いている」と断定し、あたかも「唐津沢が洪水浸水想定区域の指定対象区域の範囲外である」との主張をしているように判断される。もしそうであれば、容認できないので、以下のように反論したい。

本来、洪水浸水想定区域の指定対象領域は、想定最大規模降雨時を前提とし、各河川水系の全降水流域を対象とした不可分なものであり、一級河川、二級河川、普通河川といった河川管理上の都合により区別された河川区間により、その指定対象領域を的確に区分できる性質のものではない。したがって、豪雨時における支派川の氾濫や広大な窪地などの雨水が集まり易い地形の場所があり、それらの周辺に住居等の防護対象があれば、河川区間の如何に拘わらずに、河川水系の降水流域のどこであれ「洪水浸水想定区域の指定対象領域とすべき」である。

なお参考までに、国土交通省のホームページから引用した「一級水系、二級水系といった河川管理上の区別」に一部加筆したものを図8に示した。

原告第2書面（3頁）で詳しく述べたように、実際には、小規模河川の数膨大であるため、それらすべてについて河道データや水位データを把握し、洪水浸水想定区域を指定するには多くに時間やコストを要する。そのため、国土交通省においても、「洪水浸水想定区域」の実質を有するにもかかわらず「洪水浸水想定区域」と指定されていない区域が存在することが前提とされて来た。

ところが原告側が知り得たのは、令和4年7月になってからではあるが、本件候補地を県が確定した令和3年8月6日より以前の同年7月15日付けで、水防法の一部改正に伴う「洪水浸水想定区域の大幅な指定対象拡大」が施行され、「水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこと」とされた。詳細については、参考資料3：（国水政第20号 令和3年7月15日）「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部施行について」（3ヶ月以内施行分）を参照されたい。

この「洪水浸水想定区域の大幅な指定対象拡大」に伴い、唐津沢が明らかに指定対象区域に該当すべき状況に変わったにも拘わらず、被告側は、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部施行（6か月以内施行分）について」（乙68）を示した

だけであり、県は大幅な指定対象拡大の事実を法廷の場でさえも隠蔽し続けているといえる。

4-① 追加された指定対象河川の要点と唐津沢流域の洪水浸水想定区域図の必要性

国水政第20号の2-3頁によると、改正の趣旨としては「法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものを指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこと」と記されている。

続いて、水防法改正により、同法第14条第1項第2号及び第2項第2号において、洪水浸水想定区域の指定対象となる河川として、「洪水による被害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの」が追加された旨が記されている。

この「国土交通省令で定める基準」については、改正省令による水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）の改正により、同規則第1条の2において、「当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難経路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができること」とされた。このうち、「当該河川の周辺地域に・・・避難の用に供する施設が存する」との基準に該当しない河川としては、地形の状況等により、想定最大規模降雨が生じたとしても明らかにこれらの住宅等に洪水による浸水被害が発生せず防護対象が存しないと判断できる山付き河川等を想定している。「防護対象が存するかどうか判断できない場合には、地盤高さや河川の水位計算から浸水範囲を想定する等により、当該基準に該当するかを判断されたい。」とされている。

以上のことから、令和3年7月の水防法改正により、『洪水浸水想定区域の指定対象河川は、同一水系であれば、本川・支川の区別なく、また、一級・二級・普通の河川別にもかかわらず、すべての河川について「地形の状況等により、想定最大規模降雨が生じたとしても明らかにこれらの住宅等に洪水による浸水被害が発生せず防護対象が存しないと判断できる山付き河川等」を除く、大部分の区間が該当する』ことになっている。

そうである以上、原告第2書面（4頁）で述べているように、被告は、たとえ国や県によって「洪水浸水想定区域」と指定されていなかったとしても、そのことのみをもって立地上の制約区域として自らが定める「浸水想定区域」に該当しないとして立地上の制約がないと判断するのではなく、上記のような裁量基準を定めた趣旨に照らし、本件候補地が水防法14条1項及び2項の定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で立地上の制約の有無を判断すべきことを引き続き強く要請したい。

被告側の準備書面では、『原告らのいう「唐津沢」は、唐津沢洪水予報河川、水位周知河川、又は特定都市河川のいずれにも当たらず、また、一級河川又は二級河川のいずれにも当たらないから、上記の河川のいずれにも当たらず、洪水浸水想定区域の要件を欠いている。』と結論しているが、『「唐津沢」は、洪水浸水想定区域の要件を欠いている。』とは、

具体的にどのようなことを言っているのか理解できない。

原告側では、唐津沢が水防法 14 条 1 項 2 号に定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析すべきと主張している訳だから、『唐津沢は、二級河川ではなく普通河川だから「洪水浸水想定区域」の指定対象区域には該当しない。』と言い張り、「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析することを拒否したと判断される。

一方、私どもは、県知事宛に 2022 年 8 月 5 日付けで「鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域の早期作成に関する要請書」（参考資料 4）を提出し、令和 4 年 9 月 26 日付けで同要請書に対する県の対応について（回答）（資料 C）を受領している。

県の（回答）では、「水防法に基づく洪水浸水図は、一級河川及び二級において作成することとなっているため、県管理区間外については作成いたしません。」とのことだけで、具体的な理由・説明は一切なく、回答内容がよく理解できない。

そこで、本年 11 月 1 日には、県河川課技佐兼課長補佐矢作氏他 2 名に面談し、（回答）に少しでも具体的な理由・説明を加えてほしい旨を要望したが、「それだけの回答であり、理由・説明を加えることはない」と拒絶された。

唐津沢について問うと、「唐津沢は、普通河川の支川であり、県管理区間外だから、洪水浸水想定区域図を作成する義務はない。」旨の回答であった。それでは、洪水浸水想定区域は、河川以外の降流域あるいは流域を対象にして、雨水が集まる窪地や雨水が多量に流れるところで発生するものであるが、「県管理区間の流域とはどの範囲か、明確に示してほしい」と言えば、「それはやって見なければ分からない」とのことでした。

「県が作成義務はないと言う事は、我々が自分で作成する他ないと言うことか」と問えば、「そうだ」と言うような生返事でした。それでは、「自分で専門業者に頼んで作成するから県が頼んでいる業者を教えてほしい」とお願いして県庁を後にした。

以上のように、県は唐津沢に処分場を計画して置きながら、「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析すべきと主張しているのに対して、「洪水浸水想定区域」を作成する義務はないと拒絶する次第である。したがって、原告側で「洪水浸水想定区域図」を用意し、公判に委ねるほか手立てがないように思われる。

これまで通りに、『唐津沢が「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で立地上の制約の有無を判断すべきこと』を要請し続けるとともに、とりあえずは、試作済みの唐津沢の「洪水浸水想定区域」（図 7）を提出して、実質を有することを主張して置く。さらに、区域図作成の専門業者と連絡を取り、予算が許せば、念のため「洪水浸水想定区域図」を別途に用意したい。

4-② 鮎川流域の洪水浸水想定区域の早期指定について

国土政第 20 号では、新たな洪水浸水想定区域の指定は、できるだけ早期に指定するよう努められたいと要請されており、令和 7 年度までに実施するよう想定されている。

それに対応して、千葉県、熊本県、長野県では、それぞれ 91 河川、320 河川、224 河川

を洪水浸水想定区域の追加指定対象として、本年 9 月には、各県それぞれに指定対象とすべき全ての河川・支川について、洪水浸水想定区域図が公表されている。

しかし、茨城県の場合には、ごく一部の 12 河川が本年 2 月に追加で指定・公表されただけで、未指定の河川数は 187 河川とのことであり、対応は極めて緩慢である。

本年 9 月の県議会における県知事の答弁によると、二級水系である鮎川水系については、洪水浸水想定区域図の作成予定は、令和 7 年度であり、予定を早める考えはないとのことであった。私どもが県庁の河川課の担当者と面談した際にも、県が産廃処分場を建設計画中のことから、予定を早めてほしいと要請したが、頑として拒否された。回避条件を隠蔽するために、洪水浸水想定区域図の作成予定を令和 7 年度まで意図的に引き延ばすのであれば、まさに犯罪的な行為である。

産廃処分場からの雨水放流を計画中であり、前にも述べたように、鮎川の放流該当地の流下能力は $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ で、比流量が $0.029 \text{ m}^3/\text{s/ha}$ と微小であるため、明らかに洪水災害危険区域であるにも拘らず、放流該当地が普通河川であるからとの理不尽な理由で、洪水浸水想定区域の指定区間外だと県が言い続けることはできないと思われる。

国土交通省は、簡易な解析手法等の活用により区域指定する手法をまとめた「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き（令和 2 年 6 月）」を用意しているので、鮎川などの小規模河川の洪水浸水想定区域図の作成は、安価に短期間で済むはずであり、区域図の作成に何年もの時間を掛けるものではない。

準備書面 31 頁によると、新設搬入道路の排水施設から鮎川への許容放流量は、未だに決まっていないとのことだから、鮎川の流下能力の調査結果を開示するとともに、鮎川水系の洪水浸水想定区域図の作成は、緊急に実施すべきである。

5. 搬入道路に掛かる土地の共有者および概算整備費は速やかに開示すべき

準備書面 33 頁には、

- (1) 求釈明ア（東側ルートなら、共有者が多数にのぼる土地はないのか。立体交差の整備費はどのくらいか。）について

『「中丸団地の西側を通るルート」に対して、県が提示した同団地の東側を通ることとなるルートのことを指すのであれば、同団地の東側を通ることとなるルートには、同団地の西側を通るルートのように共有者が 40 人以上に及ぶような土地はない。

また、現在予備設計中であり、立体交差部分も含め、概算整備費を示せる段階となっていない。』

と記述されている。

私どもの調査では、産廃搬入道路のための測量計画図の測量予定区域内には、少なくとも 40 筆位の土地があり、その中には 250 人以上の地権者がある共有林が含まれている。準備書面では、「同団地の西側を通るルートのように共有者が 40 人以上に及ぶような土地はない。」と断言されているが、大久保共有林は本当に避けられているのだろうか。

日立市大久保町字羽黒 2528-1 所在の土地（山林）は、250 人以上の共有名義になっており、県の測量計画図の測量予定区域内に確実に含まれているので（資料 D）、道路予定地

に係っているかどうか確認したい。

また、昨年2月に道路予定を公表しながら、1年8か月も経過しながら、「予備設計中であり、概算整備費を示せる段階となっていない。」では、あまりにも無責任である。

立体交差部分ばかりではなく、峠越を避けるための約1000mと予測されるトンネル部分も難工事で、工費も莫大であろうが、概算整備費も出さないまま実施を確定することは、普通にはあり得ないので、速やかに開示すべきである。

まとめ

(1) 鮎川の流下能力とそれに対する上流域の流域面積（水災害の危険性評価）について

本件候補地（唐津沢）と県道37号が接する地点から北東方向に約100mの地点では、鮎川の流路は長さ約100mの隧道（トンネル）区間になっているため、鮎川上流域の広大な流域面積625.7haに対して、流下能力は18.437m³/sと極めて低い。そのため、比流量（流下能力／流域面積）は0.029m³/s/haであり、極めて小さい。

したがって、洪水を引き起こす限界の降雨強度は、15.2mm/hrであり、当該場所の周辺は洪水が非常に起こり易い水災害の危険区域であり、この周辺の河川への許容放流量は必然的に極めて少ないことになる。

(2) 鮎川への雨水の許容放流量と防災調整池容量について

本件候補地と県道37号が接する地点の周辺における比流量0.029m³/s/haと処分場西側流域面積81.47haの積として、鮎川への許容放流量は2.37m³/sと算定されことになる。それに対して、広大な西側流域から流出する雨水の最大流量は、降雨強度を153mm/hrと仮定すると24.2m³/sとなり、許容放流量2.37m³/sの10倍にもなる。

したがって、西側流域からの降雨流出量と鮎川への放流量の差から、防災調整池の容積はどんなに少なくとも23万m³を要することになる。このように巨大容積の防災調整池を設備するには、余分な敷地・経費を要するため現実的には不可能であり、鮎川の流下能力不足に基づく深刻な洪水災害の危険性を無視してまで、強引に搬入道路計画を進めるべきではない。

また、豪雨時の唐津沢上流部からの洪水（18.9m³/s）の流れは、搬入道路のトンネル出入口付近で急拡大することが動画解析により確認されているが、このような拡大された流路の激流を収集して道路の排水施設へ導入することは至難の業である。この度は「本処分場敷地内への流入は生じない。」と明言されているが、計画が完了した時点で、豪雨時の雨水の流動状態の数値解析を実施し安全性を確認するよう要望したい。

(3) カスリーン台風時の洪水浸水災害の状況と現状での災害危険性の評価について

カスリーン台風跡の記録写真は、「その水害の態様までは明らかではない」と抗弁されたが、私どもには、まさに当該地点に係わる「歴然たる水害の跡」を示す貴重な資料である。

なお、「日立セメント50年のあゆみ」には、大平田鉱山の会社設備等で多大な被害を受けたこと、更には途中県道の橋梁流失や決壊があったことなどの生々しい災害の記録が残

されている。

前項（１）に詳しく述べたように、当該地点において、鮎川本流の流路は隧道（トンネル）になっており、降雨強度が 15.2 mm/hr 程度で洪水が発生し、当該地周辺は洪水災害の危険区域となっている。

カスリーン台風時の日立地方の最大降雨強度は、約 80 mm/hr と推定されているので、当該部に流入した雨水の最大流量は、 $97.3\text{ m}^3/\text{s}$ と推測され、本件候補地と県道37号が接する当該地点では、紛れもなく激甚な洪水状態にあったと推量される。

さらに、準備書面での施設位置の説明で判ったが、当該地点の上流側370mから下流側へ300mの都合670mに及ぶ広範囲に渡って洪水浸水状態が発生したと解釈される。

また、洪水災害の激しかったところの護岸工事が実施されたと言うが、洪水の元凶である流路の隧道区間の流下能力の改善がなければ、当該部付近の洪水災害の危険性の回避には繋がらない。

以上のように、当該部付近の隧道区間の流下能力が $18.437\text{ m}^3/\text{s}$ と小さく、比流量が $0.029\text{ m}^3/\text{s/ha}$ と極めて小さいため、本件候補地と県道37号が接する地点からみて鮎川の上流側から下流側までにかけて広範囲に渡り、潜在的に洪水災害の起こり易い危険区域である。

（４）唐津沢の洪水浸水想定区域図の作成促進について

本来、洪水浸水区域の指定対象領域は、想定最大規模降雨時を前提とし、各河川水系の全降水流域を対象とした不可分なものであり、一級河川、二級河川、普通河川といった河川管理上の都合により区別された河川区間により、その指定対象領域を的確に区分できる性質のものではない。したがって、豪雨時における支派川の氾濫や広大な窪地などの雨水が集まり易い地形の場所があり、それらの周辺に住居等の防護対象があれば、河川区間の如何に拘わらずに、河川水系の降水流域のどこであれ「洪水浸水想定区域の指定対象領域とすべき」である。

実際には、小規模河川の数膨大であるため、それらすべてについて河道データや水位データを把握し、洪水浸水想定区域を指定するには多くの時間やコストを要する。そのため、国土交通省においても、「洪水浸水想定区域」の実質を有するにもかかわらず「洪水浸水想定区域」と指定されていない区域が存在することが前提とされて来た。

ところが令和3年7月15日付けで、水防法の一部改正に伴う「洪水浸水想定区域の大幅な指定対象拡大」が施行され、「水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこと」とされた。詳細については、国水政第20号（3ヶ月以内施行分）を参照されたい。

4-① 追加された指定対象河川の要点と唐津沢流域の洪水浸水想定区域図の必要性

この度の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の指定対象となる河川が大幅に追加され、『洪水浸水想定区域の指定対象河川は、同一水系であれば、本川・支川の区別なく、また、一級・二級・普通の河川別にもかかわらず、すべての河川について「地形の状況等により、想定最大規模降雨が生じたとしても明らかにこれらの住宅等に洪水による浸水被害が発生せず防護対象が存しないと判断できる山付き河川等」を除く、大部分の区間が該当する』

ことになっている。

そうである以上、原告第 2 書面（4 頁）で述べているように、被告は、たとえ国や県によって「洪水浸水想定区域」と指定されていなかったとしても、そのことのみをもって立地上の制約区域として自らが定める「浸水想定区域」に該当しないとして立地上の制約がないと判断するのではなく、上記のような裁量基準を定めた趣旨に照らし、本件候補地が水防法 14 条 1 項及び 2 項の定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で立地上の制約の有無を判断すべきことを引き続き強く要請したい。

それに対して、被告側の準備書面では、『「唐津沢」は、唐津沢洪水予報河川、水位周知河川、又は特定都市河川のいずれにも当たらず、また、一級河川又は二級河川のいずれにも当たらないから、洪水浸水想定区域の要件を欠いている。』と結論している。

原告側では、唐津沢が「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析すべきと主張している訳だから、『唐津沢は、二級河川ではなく普通河川だから「洪水浸水想定区域」の指定対象区域には該当しない。』と言い張り、「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析することを拒否したものと判断される。

一方、私どもは、県知事宛に「鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域の早期作成に関する要請書」を提出し、同要請書に対する県の対応について（回答）を受領している。

県の（回答）では、「水防法に基づく洪水浸水図は、一級河川及び二級において作成することとなっているため、県管理区間外については作成いたしません。」とのことだけで、具体的な理由・説明は一切なく、回答内容がよく理解できない。

そこで、県の担当者と面談し、県の（回答）に少しだけでも具体的な理由・説明を加えてほしい旨を要望したが、「それだけの回答であり、理由・説明を加えることはない」と拒絶され、「唐津沢については、県は洪水浸水想定区域図を作成する義務はない」と明言された。

以上のように、県は唐津沢に処分場を計画して置きながら、唐津沢については「洪水浸水想定区域図」を作成する義務はないと拒絶する次第である。したがって、原告側で「洪水浸水想定区域図」を用意し、公判に委ねるほか方法がないように思われる。

そこでこれまで通りに、『唐津沢が「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で立地上の制約の有無を判断すべきこと』を要請し続けるとともに、とりあえずは、試作済みの唐津沢流域の「洪水浸水想定区域図」（図 7）を提出して、洪水浸水区域の実質を有することを主張して置く。さらに、区域図作成の専門業者と連絡を取り、予算が許せば、念のため「洪水浸水想定区域図」を別途に用意したい。

4－② 鮎川水系の洪水浸水想定区域の早期指定について

新たな洪水浸水想定区域の指定は、茨城県の場合には、ごく一部の 12 河川が本年 2 月に追加で指定・公表されただけで、未指定の河川数は 187 河川とのことであり、他の先進的な府県に比べて対応は極めて緩慢である。

本年 9 月の県議会における県知事の答弁によると、二級水系である鮎川水系については、洪水浸水想定区域図の作成予定は、令和 7 年度であり、予定を早める考えはないとのこと

であった。また、私どもの要請書に対する県の（回答）でも、同様な内容である。

県は産廃処分場からの雨水放流を計画中であり、鮎川の放流該当地点は、**流下能力は極めて小さく、明らかに洪水災害危険区域である**。それにもかかわらず、回避条件を隠蔽するために、洪水浸水想定区域図の作成予定を令和 7 年度まで意図的に引き延ばすのであれば、まさに**犯罪的な行為である**。

なお、新設搬入道路の排水施設から鮎川への許容放流量は、未だに決まっていないとのことだから、最近調査した鮎川各所の流下能力を開示するとともに、鮎川水系の洪水浸水想定区域図の作成は、緊急に実施すべきである。

（５）搬入道路に掛かる土地の共有者および概算整備費は速やかに開示すべきについて

私どもの調査では、産廃搬入道路のための測量計画図の測量予定区域内には、少なくとも**40筆位の土地があり、その中には250人以上の地権者がある共有林が含まれている**。

被告側の準備書面では、「同団地の西側を通るルートのように共有者が40人以上に及ぶような土地はない。」と断言されているが、大久保共有林が避けられているのだろうか。

日上市大久保町字羽黒 2528-1 所在の土地（山林）は、**250人以上の共有名義**になっており、測量計画図の測量予定区域内に**確実に含まれている**ので、道路予定地に係っているかどうか確認したい。

立体交差部分ばかりではなく、峠越を避けるための約**1000m**と予測されるトンネル部分も難工事で、工費も莫大であろうが、概算整備費もなく実施を確定することはあり得ないので、速やかに開示すべきである。

（以上）

参考資料

- （１）冊子：唐津沢産業廃棄物処分場計画の危険性を訴える（2021 年 12 月 17 日） 荒川 照明 助川靖平 鈴木鐸士 他 2 名
- （２）鮎川流域の洪水浸水想定区域図の試作に関する報告（2022 年 9 月 30 日） 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士
- （３）（国水政第 20 号 令和 3 年 7 月 15 日）各都道府県知事・各指定都市の長宛 国土交通省 水管理・国土保全局長差出 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」
- （４）県知事宛「鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域図の早期作成に関する要請書」（2022 年 8 月 5 日） 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士

図表

表 1 搬入道路の防災調整池における経過時間による雨水貯留量の変化

図 1 全体計画図（埋立完了後）（乙 54 の 1 より引用）

図 2 流域図（乙 60 より引用）

図 3 降雨継続時間 24 時間における降雨強度の変化の一例

図 4 カスリーン台風時の唐津沢・鮎川合流部の発生状況の想定図
および洪水災害記録写真のカメラの推定位置

図 5 カスリーン台風時の太平田鉾山浸水エリアと被害状況

図 6 唐津沢展望図

図 7 豪雨時における唐津沢流域の洪水浸水想定区域の試作

図 8 一級水系、二級水系といった河川管理上の区別

資料 A 鮎川の流下能力の算定書（乙第 61 号証の写し）

資料 B 産廃処分場の防災調整池の容量算定書（乙 5 4 の 1 の 1 2 7 頁）

資料 C 「鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域の早期作成に関する要請書」に対する県の対応について（回答）（令和 4 年 9 月 26 日）茨城県民生活環境部資源循環推進課

資料 D 測量計画図（県が令和 3 年 10 月に一部の住民に配布したものに加筆）

表1 搬入道路の防災調整池における経過時間による雨水貯留量の変化

経過時間 hr	降雨強度 mm/hr	降雨量 mm	総降雨流出量 m ³	総放流量 m ³	総降雨量と総放流量の差 (雨水貯留量) m ³
1	5	5	2,851	2,851	0
2	15	20	11,406	11,406	0
3	40	60	34,218	19,938	14,244
4	76	136	77,560	28,470	49,470
5	153	289	164,816	37,002	127,814
6	82	371	211,581	45,534	166,047
7	58	429	244,658	54,066	190,592
8	40	469	267,470	62,598	204,872
9	30	499	284,579	71,130	213,449
10	25	524	298,837	79,662	219,175
11	25	549	313,094	88,194	224,900
12	20	569	324,500	96,726	227,774
13	20	589	335,906	105,258	230,648
14	15	604	344,461	113,790	230,671
15	15	619	353,015	122,322	230,693
16	15	634	361,570	130,854	230,716
17	10	644	367,273	139,386	227,887
18	10	654	372,976	147,918	225,058
19	10	664	378,679	156,450	222,229
20	6	670	382,101	164,982	217,119
21	5	675	384,952	173,514	211,438
22	5	680	387,804	182,046	205,758
23	5	685	390,655	190,578	200,077
24	5	690	393,507	199,110	194,397

註1：24時間の降雨強度の経過時間による変化は、水防法の想定最大降雨量に対応している。

(1時間：153mm、2時間：235mm、3時間：311mm、6時間：449mm、12時間：584mm)

註2：鮎川の当該地への許容放流量は、2.37 m³/s (比流量0.029 m³/s/haと
西側流域の流域面積81.47haの積)と仮定した。(1時間あたり8,532 m³)

註3：総降雨流出量(m³)＝降雨量(mm)×流域面積81.47ha×流量係数0.7×係数1.0

註4：流域面積が81.47haで、許容放流量に対応した降雨強度は、15.0mm/hrである。

註5：雨水放流を許容放流量に合わせて制御できる構造ならば、防災調整池は23万m³でよいが、
オーバーフロー方式で簡便に放流する構造であれば、防災調整池には34万m³を要する。
しかし、23万m³を超える巨大な防災調整池を設置できる場所は近辺に見当たらない。

註6：最大降雨強度153mm/sの時、降雨の流出量は24.2 m³/sであるため、例えば
許容放流量が15 m³/sとなった場合でも、2万m³を超える容量の防災調整池を要する。

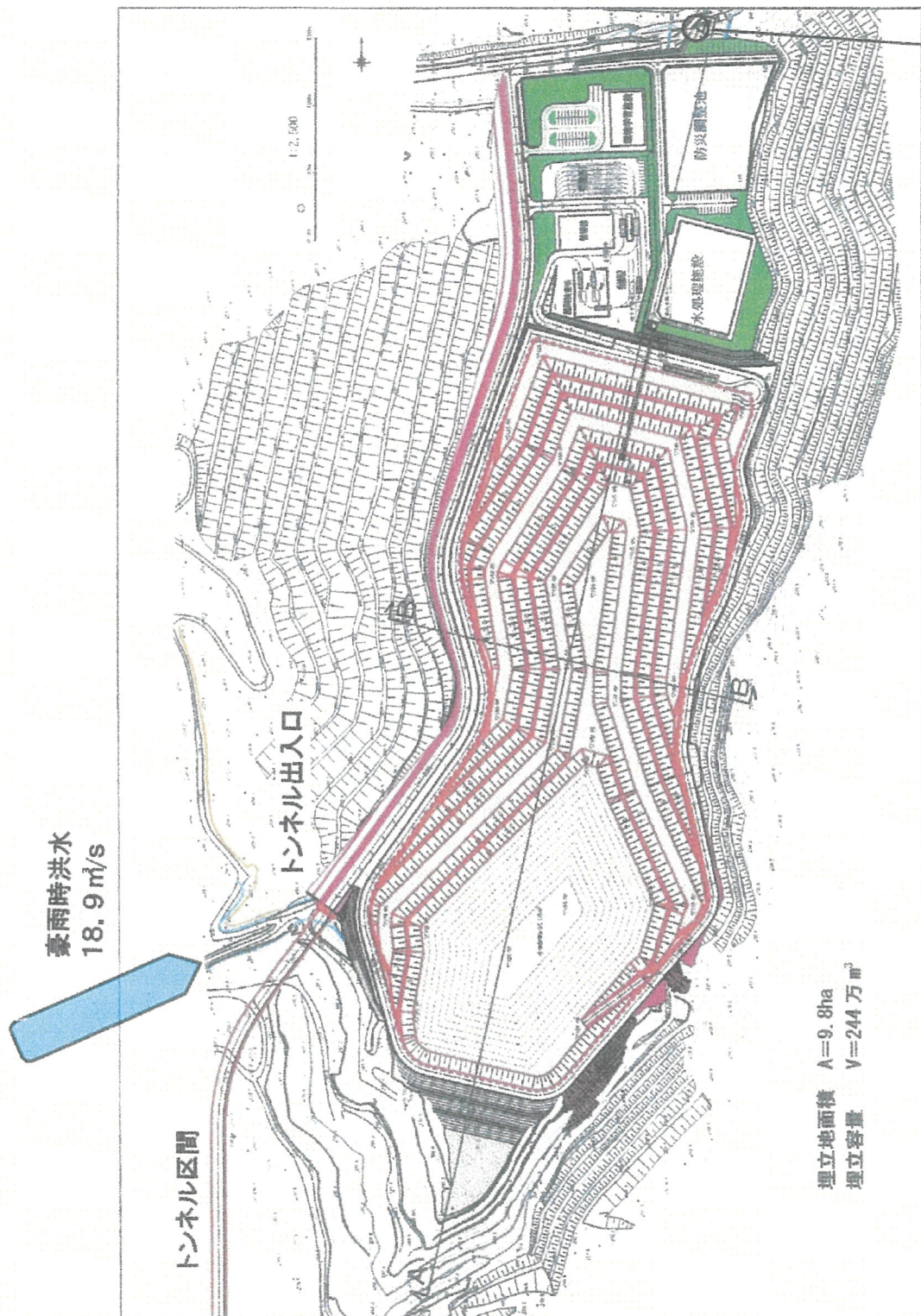
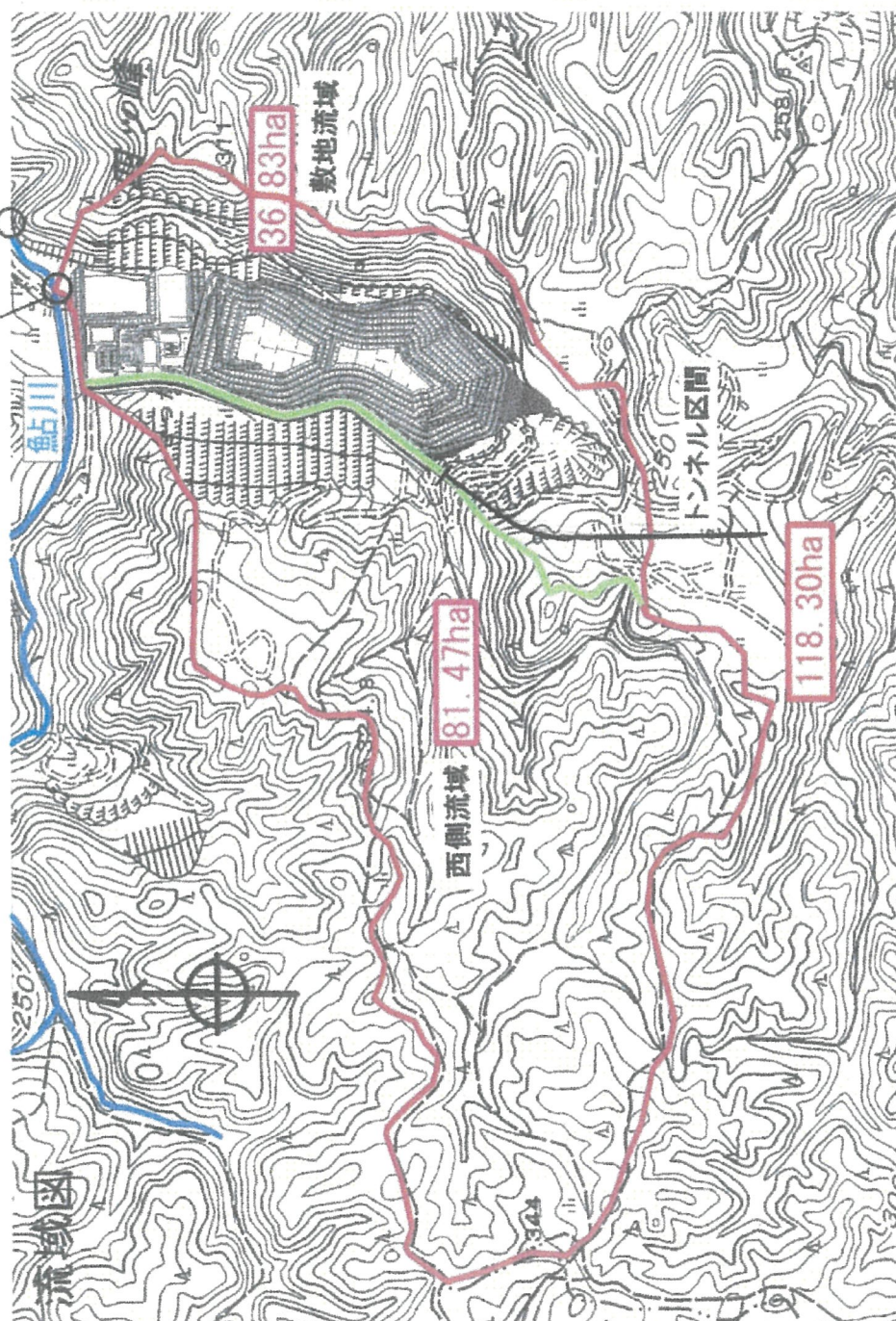


図 4 2 全体計画図面 (埋立完了後)

図1 全体計画図(埋立完了後) (乙54の1より引用)

図1 全体計画図 (埋立完了後) (乙54の1より引用)

当該場所(本件候補地と県道 37 号が接する地点)
河川隧道(トンネル)



第 60 号

新設道路
(敷地境界)

分水嶺

図2 流域図 (乙 60 より引用)

図2 流域図 (乙 60 より引用)

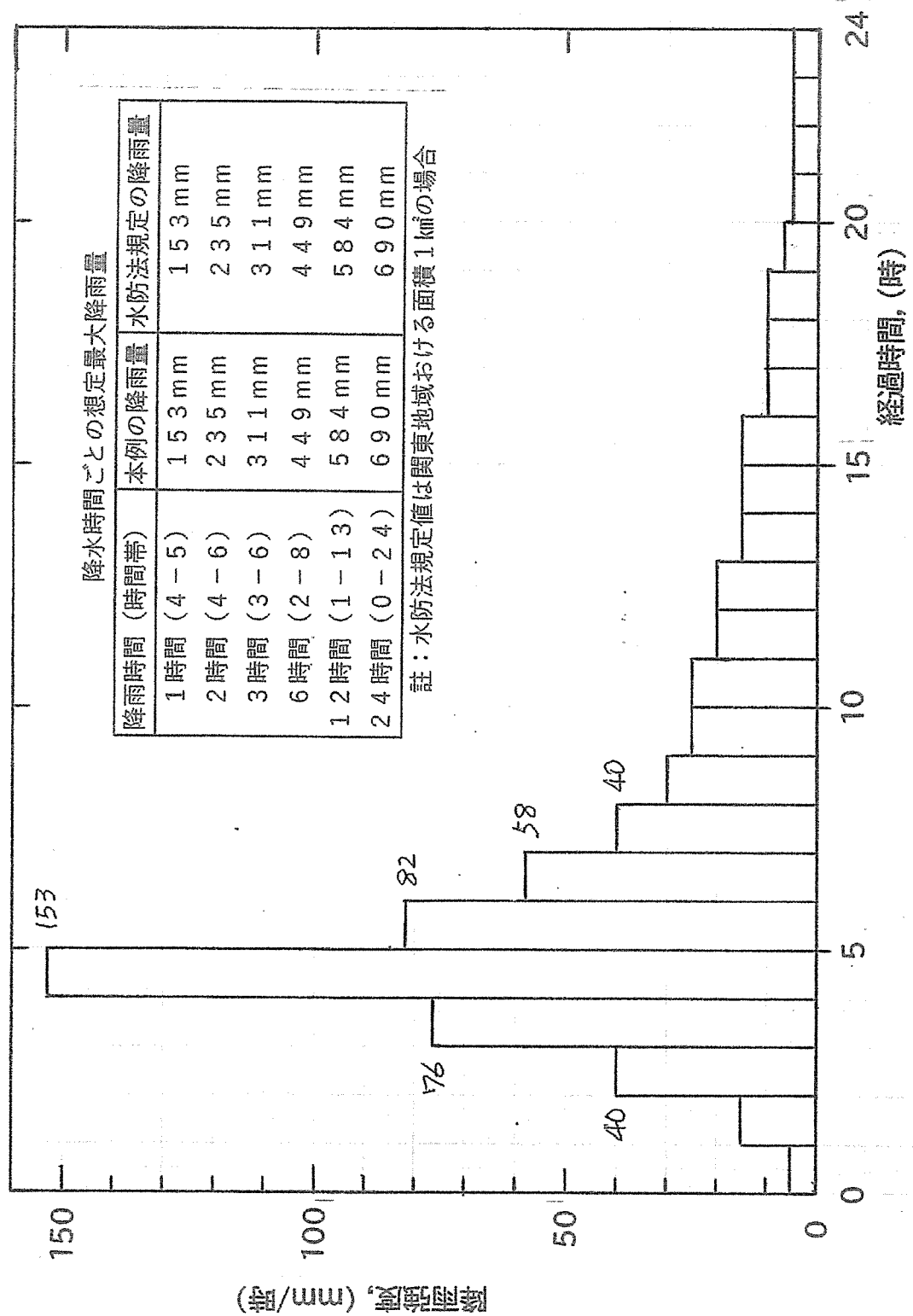


図 降雨継続時間 24 時間における降雨強度の変化の一例

図 3 降雨継続時間 2 4 時間における降雨強度の変化の一例

図 9 カスリーン台風時の唐津沢・鮎川合流部の洪水発生状況の想定図および洪水災害記録写真のカメラの推定位置

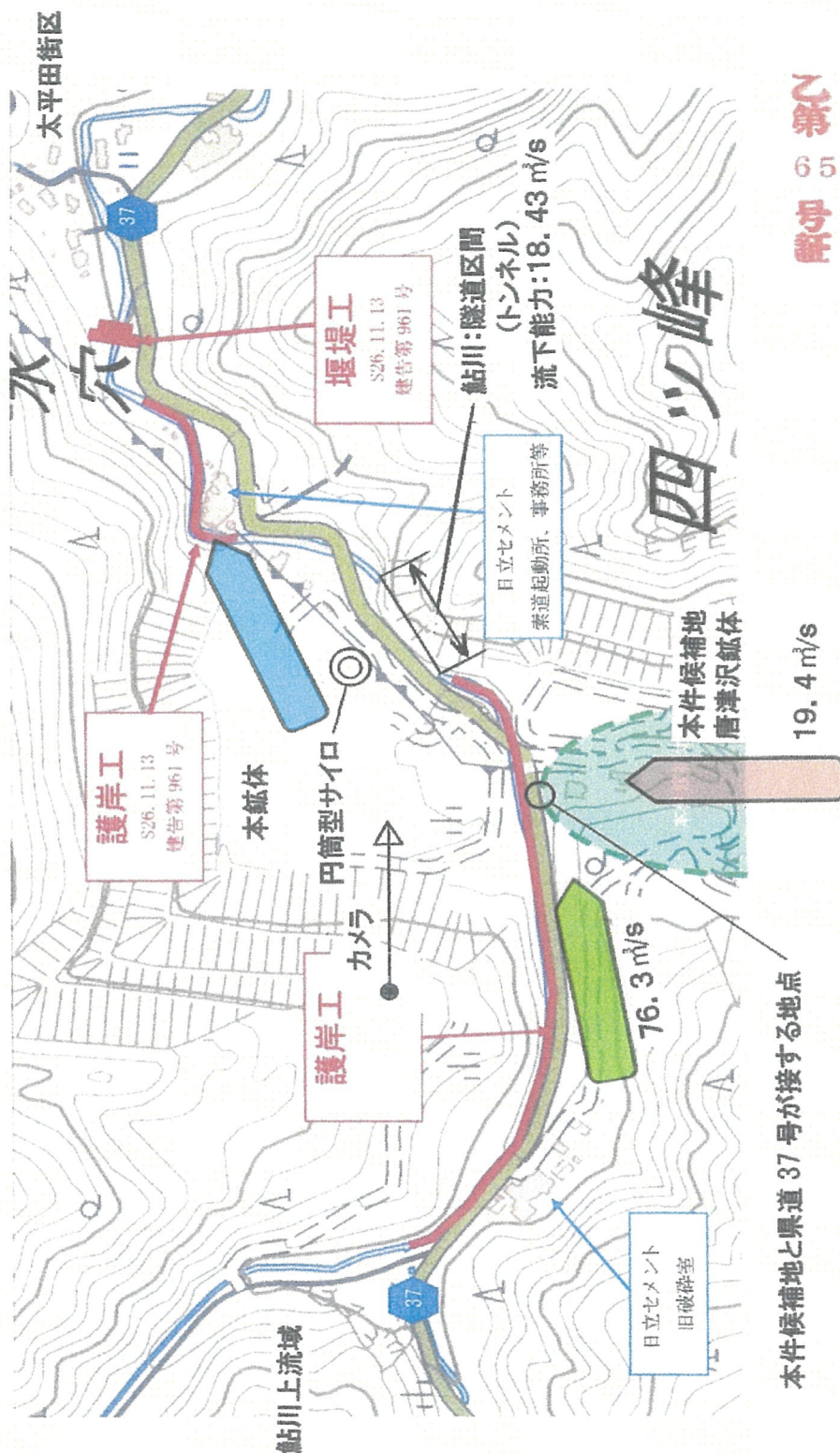
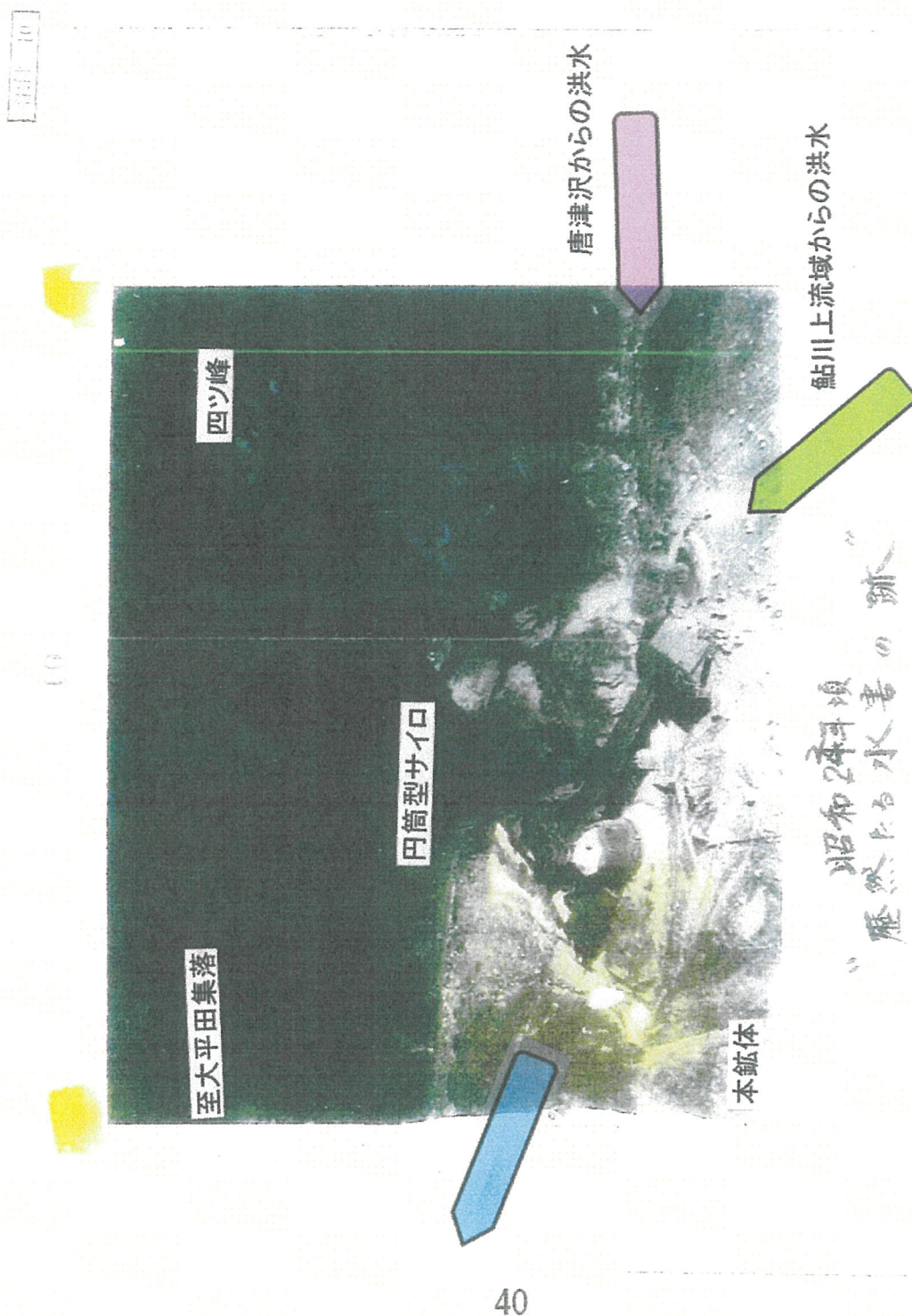


図4 カスリーン台風時の唐津沢・鮎川合流部の発生状況の想定図
および洪水災害記録写真のカメラの推定位置



カスリーン台風時の大平田鉱山浸水エリアと被害状況 (その1)

図5 カスリーン台風時の大平田鉱山浸水エリアと被害状況

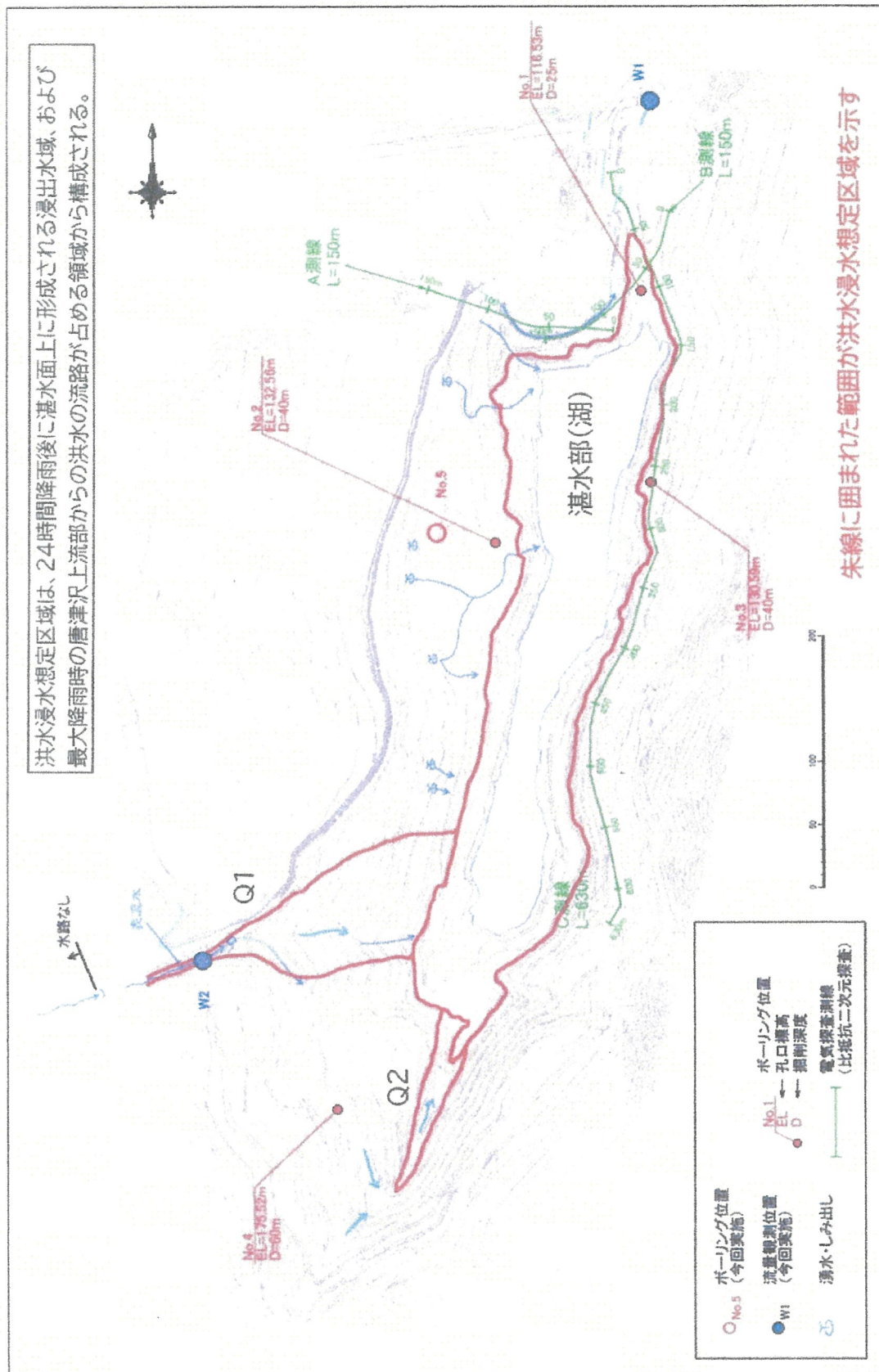
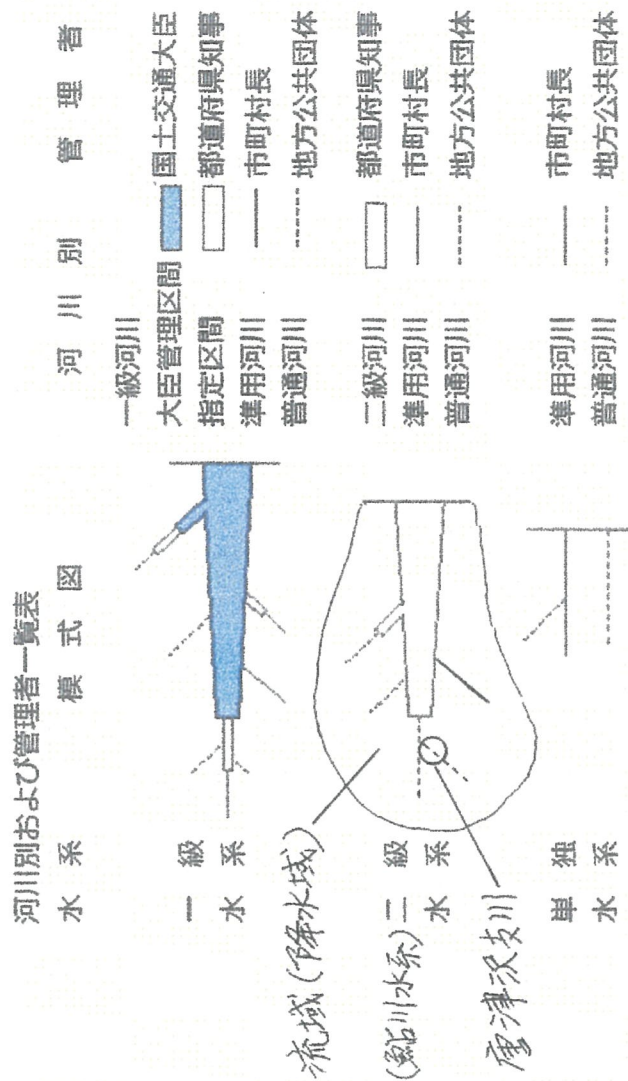


図 3.17 調査計画平面図

図5 豪雨時における唐津沢流域の洪水浸水想定図の試作

湛水面の表面積	：約2.4ha
浸出水の表面積	：約5.0ha
浸出水層の深さ	：約15.4m

図 7 豪雨時における唐津沢流域の洪水浸水想定区域の試作



用語説明

一級水系、二級水系といった河川管理上の区別

河川管理者

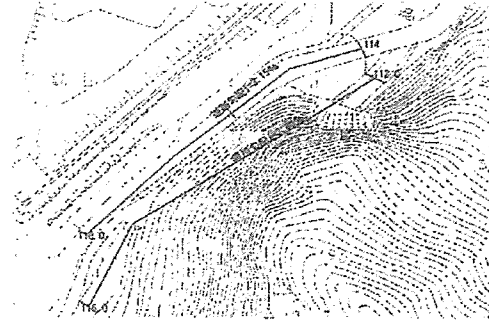
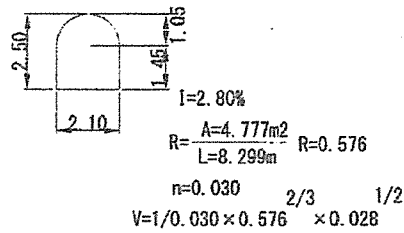
河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならない。この管理について権限をもち、その義務を負う者が河川管理者です。具体的には、一級河川については、国土交通大臣（河川法第9条第1項）、二級河川については都道府県知事（同法第10条）、準用河川については市町村長（同法第100条第1項）による河川法

図8 一級水系、二級水系といった河川管理上の区別

III

1 流下能力の算定

下流水路の断面 (φー) (下流河川調査より)



乙第
61
号証

下流水路の流下能力の算定は下式による。

$$Q' = A \times V$$

Q' : 流下能力 (m³/s)

A : 水路の断面積 (m²)

清流 10.0 割

$A =$

$$= 4.777 \text{ m}^2$$

V : 流速 (m/s)

マンニング平均流速公式

$$V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

n : 粗度係数 (= 0.030) (自然水路) 整正断面水路

R : 径深 (m) (= A/P)

$$R = 4.777 / 8.299$$

$$= 0.576 \text{ m}$$

P : 潤辺 (m)

$P =$

$$= 8.299 \text{ m}$$

I : 河床勾配 2.800 % (地形図より)

よって

$$V = 1 / 0.030 \times 0.576^{2/3} \times 0.028^{1/2}$$

$$= 3.860 \text{ m/s}$$

$$Q' = 4.777 \times 3.860$$

$$= 18.437 \text{ m}^3/\text{s}$$

比流量

流域面積 625.7 ha

流域①+②

$$q = Q' \div A$$

$$= 18.437 \div 625.7$$

$$= 0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$$

資料 B 産廃処分場の防災調整池の容量算定書（乙 5 4 の 1 の 1 2 7 頁）

<容量算定>

1/30 以下のすべての洪水について、開発後における洪水のピーク流量の値を、調整池下流の流下能力の値まで調節したもの

※比流量（流域の単位面積当たりの流量）を、鮎川上流部の流域面積 625.7ha 及び現地調査により $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と設定

洪水調節容量

$$V = (r_i - r_c/2) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 1/360 = 29,747 \text{ m}^3$$

	設定値	備考
r_i (1/30 確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t_i に対応する降雨強度)	20.12mm/hr	
r_c (調整池下流の流下能力の値に対する降雨強度)	14.746mm/hr	許容放流量 $1.0681 \text{ m}^3/\text{s}$ (比流量 $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ $\times$ 流域面積 36.83ha)
t_i (任意の継続時間)	537min	
f (開発後の流出係数)	0.7080	
A (流域面積)	36.83ha	

上記から算出した洪水調節量に堆砂量（上流から流れこみ防災調整池の底に溜まると想定される土砂）を加えた容量を表 4.42 に示す。

表 4.42 防災調整池容量算定結果

流域面積 (ha)	放流量 (m^3/s)	防災調整池容量 (m^3)		
		洪水調節容量	堆砂量	合計
36.8	1.0681	29,747	1,142	30,889

(4) 近年の集中豪雨による検証

近年発生している集中豪雨等の気象状況を踏まえ、関東・東北豪雨が発生した特定の 1 日（2015 年 9 月 9 日）の 10 分毎の降雨実績を基に、(3) で算定した「許容放流量 $1.0681 \text{ m}^3/\text{s}$ 、防災調整池容量 $31,000 \text{ m}^3$ 」の設定において、防災調整池における降水量からの流出量、放流量、貯留量による水収支シミュレーションを行い検証した。調査地毎のシミュレーション結果を表 4.43、図 4.45 に示す。

シミュレーションの結果、防災調整池容量は設定した $31,000 \text{ m}^3$ 程度で対応可能であることが確認された。

表 4.43 近年の集中豪雨(平成 27 年 9 月関東・東北豪雨)によるシミュレーション

調査地点	古河 (2015 年 9 月 9 日)	奥日光 (鬼怒川上流部) (2015 年 9 月 9 日)
日降水量	214.5mm/日	390.0mm/日
1 時間最大降水量	45.5mm/時	45.0mm/時
10 分最大降水量	19.5mm/10 分	11.0mm/10 分
最大貯留量	14,248 m^3	29,634 m^3

※日最大降水量を記録した 2015 年 9 月 9 日のデータを抽出
上記の検討結果から、今後、河川の流下能力を踏まえて防災調整池や放流管の設計を行っていく。

令和4年9月26日

荒川 照明 様
助川 靖平 様
鈴木 鐸士 様

茨城県県民生活環境部
資源循環推進課

「鮎川、桜川流域の洪水浸水想定区域図の早期作成に関する要請書」に対する
県の対応について（回答）

このことについて、令和4年8月5日付けでご提出のあった、「要請書」に対しまして、
下記のとおり回答させていただきます。

- ・ 令和3年7月に水防法改正があり、それに基づき茨城県では県管理河川全てにおける
洪水浸水想定区域図作成を進めており、二級河川鮎川及び桜川については令和7年度に
作成予定となっております。
- ・ 水防法に基づく洪水浸水想定区域図は、一級河川及び二級河川において作成すること
となっているため、県管理区間外については作成いたしません。

【新処分場に関するお問い合わせ先】
茨城県県民生活環境部資源循環推進課
新最終処分場整備室
電話 029-301-3015
FAX 029-301-3039
Eメール haitai4@pref.ibaraki.lg.jp

【水防法に関するお問い合わせ先】
茨城県土木部河川課 計画グループ
電話 029-301-4485
FAX 029-301-4499
Eメール kasen3@pref.ibaraki.lg.jp

資料C 「洪水浸水想定区域図の早期作成に関する要請書」に対する（回答）

